

浜松市と株式会社静岡銀行との地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と株式会社静岡銀行（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の双方の相互協力及び連携のもと、双方の資源を有効に活用した協働により、地方創生を実現し、持続的な地域の発展に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、積極的に協力する。

- (1) 産業振興、創業及び中小企業等の支援に関すること
- (2) 就業支援及び雇用支援に関すること
- (3) 首都圏等市外への販路の拡大に関すること
- (4) 海外ビジネス展開に関する情報提供、相談対応に関すること
- (5) 企業誘致支援、民間投資促進のための企画に関すること
- (6) 市内外への浜松市の情報発信に関すること
- (7) 移住又は定住の促進、観光を含めた交流人口拡大に関すること
- (8) 子育て支援、学校の教育活動支援に関すること
- (9) その他、地域活性化、地方創生に向けた取組に関すること

（連携窓口）

第3条 甲及び乙は、本協定に関する窓口を相互に設置し、具体的な事業内容の協定・調整を進める。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定において知りえた秘密情報について、厳に秘密を保持するとともに、協定期間中、協定期間終了後を問わず、漏洩してはならないものとする。ただし、相手方が自ら公表した場合又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りではない。

2 第2条の各号に定める活動の具体的な実施に関する情報の開示及び秘密の保持については、甲乙協議し、別途定めるものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年10月16日

(甲) 浜松市長

(乙) 株式会社静岡銀行 取締役頭取

鈴木 友

中西 勝則